

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1.実施方法

- (1) 毎年定期的実施するとともに、事業所への運営指導が行われるときは、他の関係書類と一緒に提出してください。
- (2) 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- (3) 「自主点検表」の評価欄には、「適・否・該当なし」の判定について、該当する項目に☑をつけてください。
*エクセルで作成する場合は、プルダウンより選択してください。
*☑がついていないもの、2つ以上☑がついているものは、セルが黄色くなりますので、再度確認してください。
- (4) 「各種加算等自己点検シート」には、算定している加算の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検し、「点検結果」欄に記入してください。

2.根拠法令等

「根拠法令等」の欄は、次を参照してください。

略称	法令等の名称
条例	館林市指定地域密着サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
予防条例	館林市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
法	介護保険法（平成9年法律第123号）
施行規則	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
大臣基準告示	厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）
利用者等告示	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）
施設基準告示	厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）
指定地域密着型サービス等基準	指定密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
報酬告示	「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）
予防報酬告示	「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第128号）
留意事項	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
通所介護費等の算定方法	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）
業務管理体制要領	介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領

フェイスシート

サービス種別

指定(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

記入日 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名：
代表者職名・氏名：

事業所番号			
フリガナ			
事業所名			
住所	(〒 -)		
連絡先	電話		FAX
	メールアドレス		
開設年月日	年	月	日
指定年月日	年	月	日
管理者	職名		氏名
記載担当者	職名		氏名

事前提出資料① 自主点検表
【指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護】

R6.4.1改正版

事業所名	
記入者	
記入日	

※評価欄に「適・否・該当なし」のいずれかに☑をつけ、点検事項の入力欄に回答をご記入ください。
 ※必須回答の項目で回答が記入されていない場合は、黄色セルとなりますので、再度確認してください。

第1 基本方針

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 一般原則	(1) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。	☐	☐	☐	条例第3条第1項
	(2) サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他のサービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	☐	☐	☐	条例第3条第2項
	(3) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	☐	☐	☐	条例第3条第3項
	(4) 指定地域密着型（介護予防）サービスを実施するに当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。 ※ この場合において「科学的介護情報システム(LIFE：Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	☐	☐	☐	条例第3条第4項 解釈通知第3-4(1)
2. 基本方針	(1) 要介護者 要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	☐	☐	☐	条例第110条
	(2) 要支援者 利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	☐	☐	☐	予防条例第43条

第2 人員基準

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 従業者の員数	(1) 事業所ごとに置くべき従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者を、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる従業者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じてサービスの提供に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を必要数以上としているか。 ※ 利用者の数は前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は推定数とする。	☐	☐	☐	条例第111条第1項・第2項 予防条例第44条第1項・第2項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
従業者の員数 (続き)	(2) 介護従業者については、介護福祉士や訪問介護員の資格等は必ずしも必要としないが、介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則としているか。 ※ なお、これ以外の従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図るものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3 四2 (1)②イ
	(3) 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外の介護従業者及び宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な介護従業者を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3 四2 (1)②ロ
	(4) 単に通いサービスの利用者がいないからといって職員を配置しないということではなく、通いサービスを利用しない者に対する訪問サービスも含め、利用者に何らかの形で関わることができるような職員配置に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3 四2 (1)②ハ
	(5) 介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第3項 予防条例第4 4条第3項
	(6) 介護従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっているか。(常勤を要件としていない。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第4項 予防条例第4 4条第4項 解釈通知第3 四2 (1)②ホ
	(7) 宿泊サービスの利用者が1人であっても、訪問サービス対応のため、夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜勤1名と宿直1名の計2名を配置しているか。 ※ 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、宿直及び夜勤を行う従業者を置かないことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第5項 予防条例第4 4条第5項 解釈通知第3 四2 (1)②ハ
	(8) 次に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合において、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護職員が併設施設の職務に従事する場合は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準と、併設施設の人員基準を満たしているか。 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 二 指定地域密着型特定施設 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 四 指定介護老人福祉施設 五 介護老人保健施設 六 介護医療院	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第6項 予防条例第4 4条第6項
	(9) 次に掲げる施設等が同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等にある場合において、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師が同一敷地内施設の職務に従事する場合は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の人員基準と、同一敷地内施設の人員基準を満たしているか。 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 二 指定地域密着型特定施設 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 四 指定介護老人福祉施設 五 介護老人保健施設 六 介護医療院 七 指定居宅サービスの事業を行う事業所 八 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 九 指定地域密着型通所介護事業所 十 指定認知症対応型通所介護事業所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第6項 予防条例第4 4条第6項 解釈通知第3 四2 (1)②チ
	(10) 事業者は、登録者に係る居宅サービス計画(介護予防サービス計画)及び(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。 ※ ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は併設する(8)に掲げる施設等の職務に従事することは差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第10項 予防条例第4 4条第10項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
従業者の員数 (続き)	(11) (10)の介護支援専門員は、「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を修了している者としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第111条第11項 予防条例第44条第11項 解釈通知第3四2(1)③イ
2. 管理者	(1) 事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ※ ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第112条第1項 予防条例第45条第1項
	(2) 管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者か。 ※ ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第112条第3項 予防条例第45条第3項 解釈通知第3四2(2)②
3. 代表者	(1) 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者もしくは、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービスもしくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者か。 ※ 既に「実践者研修又は実践リーダー研修」、「認知症高齢者グループホーム管理者研修」、「基礎課程又は専門課程」、「認知症介護指導者研修」、「認知症高齢者グループホーム開設予定者研修」を修了している者に新たに研修を義務付けるものではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第113条 予防条例第46条 解釈通知第3四2(3)
4. 労務管理	(1) 従業者との労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を、当該事項を記載した書面の交付により従業者となる者に明示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条
	(2) 夜間の勤務の宿直体制としている場合、労働基準監督署の宿直許可を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第41条③/ 労働基準法施行規則第23条
	(3) 宿直許可を得ている場合、所定の宿直回数を超えたり通常の労働に従事させる等、許可した条件と異なった勤務になっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第41条③/ 労働基準法施行規則第23条
	(4) 夜間の勤務を通常の勤務体制(夜勤)としている場合、変形労働時間制等労働基準法等にもとづく必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第32条の2、32条の4
	(5) 賃金は、労働基準法、最低賃金法等に基づいた適正な水準以上の額となっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第28条 最低賃金法
	(6) 法定労働時間を超えて時間外労働等を行わせる場合は、通称36協定と呼ばれる「時間外労働・休日労働に関する協定」を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働基準法第36条
	(7) 労働者を雇い入れるとき、健康診断を実施しているか。 ※ ただし、医師による健康診断を受けた後、3月を経過しない者を雇い入れる場合は、その者から当該健康診断の結果を証明する書面の提出を受けた場合はこの限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第43条
	(8) 常時使用する労働者に対し1年以内ごとに1回、健康診断を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第44条
	(9) 夜勤者に対し、6月以内ごとに1回、健康診断を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法第66条第1項 労働安全衛生規則第45条

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
労務管理 (続き)	(10) 健康診断の実施に係る費用は、事業者が負担しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	労働安全衛生法および同法施行令の施行について(S47.9.8基発第602号)13(2)イ
	(11) 育児休業、介護休業、子の看護休暇等に関する規程が整備されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

第3 設備基準

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 登録定員及び利用定員	(1) 登録定員を29人以下としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第114条第1項 予防条例47条第1項 解釈通知第3四3(1)①
	(2) 利用者と従業員のなじみの関係を築きながらサービスを提供する観点から、利用者に複数の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の利用を認めていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人としているか。(登録定員が25人を超える事業所にあつては下記の利用定員まで。) <ul style="list-style-type: none"> ・登録定員26人又は27人 ・・・利用定員16人 ・登録定員28人 ・・・利用定員17人 ・登録定員29人 ・・・利用定員18人 	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第114条第2項(1) 予防条例47条第2項(1)
	(4) 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3から9人までとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第114条第2項(2) 予防条例47条第2項(2)
2. 設備及び備品等	(1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他必要な設備及び備品等を備えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第115条第1項 予防条例第48条第1項
	(2) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る必要な広さを有するものとし、通いサービスの利用定員が15人を超える事業所にあつては、その合計面積は、3平方メートルに通いサービスの利用定員を乗じて得た面積以上となっているか。 ※ 居間及び食堂は、同一の場所でも差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第115条第2項 予防条例第48条第2項 解釈通知第3四3(2)②
	(3) 一の宿泊室の定員は、1人となっているか。 ※ ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第115条第2項(2)ア、イ 予防条例第48条第2項(2)ア、イ
	(4) 一の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上か。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) (3)及び(4)を満たす宿泊室以外の宿泊室(以下「個室」という。)を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものであるか。 ※ プライバシーの確保とは、パーティションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保される必要があるが、壁やふすまのような建具を要するものではない。ただし、カーテンは認められない。 ※ プライバシーが確保された居間については、上記の個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第115条第2項(2)ウ、エ 予防条例第48条第2項(2)ウ、エ 解釈通知第3四3(2)③
	(6) 上記に掲げる設備は、専ら当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の事業の用に供しているか。 ※ ただし、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第115条第3項 予防条例第48条第3項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
設備及び備品等 (続き)	(7) 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の居間として共用していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知 第3 四3 (2)④

第4 運営基準

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 内容・手続の説明と同意	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 ※ 重要事項 ① 運営規程の概要(利用料の具体的な金額を含む) ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 ⑤ 提供するサービスの第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第9条 予防条例第65条 ※準用第11条 解釈通知第3四 4(24) ※準用-4(2)
2. 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供することが困難な場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第10条 予防条例第65条 ※準用第12条
	(2) 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四 4(24) ※準用-4(3)
3. サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)への連絡、適当な他の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第11条 予防条例第65条 ※準用第13条 解釈通知第3四 4(24) ※準用-4(4)
4. 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護(要支援)認定等の有無及び認定の有効期間を確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第12条 予防条例第65条 ※準用第14条
	(2) (1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5. 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、要介護(要支援)認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援)認定の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第13条 予防条例第65条 ※準用第15条
	(2) 申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
6. 心身の状況等の把握	<p>(1) 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。</p> <p>① 利用者の心身の状況 ② 利用者の置かれている環境 ③ 他の保健医療サービスの利用状況又は福祉サービスの利用状況</p> <p>※ サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</p> <p>※ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第116条 予防条例第49条 解釈通知第3四4(1)
7. 居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)等との連携	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の介護支援専門員が登録者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)を作成し、指定居宅サービス(介護予防サービス)等について給付管理を行うこととされていることから、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、居宅サービス事業者(介護予防サービス事業者)その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第117条 予防条例第50条 解釈通知第3四4(2)
	(2) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
8. 身分を証する書類の携行	<p>(1) (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>※ 身分を証する書類には、事業所の名称、訪問サービスの提供に当たる者の氏名を記載する。サービスの提供に当たる者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第118条 予防条例第51条 解釈通知第3四4(3)
9. サービスの提供の記録	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供日及び内容、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第20条 予防条例第65条 ※準用第21条 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(12)
	(2) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等(※)を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
10. 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額から当該事業者を支払われる地域密着型介護(予防)サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第119条第1項 予防条例第52条 第1項解釈通知第3四4(4) ※準用一4(13)①
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第119条第2項 予防条例第52条 第2項解釈通知第3四4(4) ※準用一4(13)②

項目	点検事項	評価			根拠法令等	
		適	否	該当なし		
利用料等の受領 (続き)	(3) (1)、(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費の額 ③ 食事の提供に要する費用 ④ 宿泊に要する費用 ⑤ おむつ代 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ※ ③及び④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」に定めるところによる。 ※ ⑥の費用の具体的な範囲については、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」による。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第119条第3項 予防条例第52条 第3項解釈通知第3 四4(4) ※準用一4(13)③	
	(4) 上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第119条第5項 予防条例第52条 第5項	
	(5) サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収書を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第41条第8項	
	(6) 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 ① 保険給付対象額(利用者負担額) ② 上記(3)①～⑥に掲げる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	施行規則第78条	
	11. 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第22条 予防条例第65条 ※準用第23条 解釈通知第3四 4(24) ※準用一4(14)
	12. 基本取扱方針	(共通)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(1) 利用者の介護予防又は要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第120条第1項 予防条例第66条第 1項	
	(2) 自らその提供する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常に改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第120条第2項 予防条例第66条第 2項	
	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第66条第 3項	
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第66条第 4項	
	(5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第66条第 5項	
13. 具体的取扱方針	(共通)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項 (1) 予防条例第67条第 3項	
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項 (2) 予防条例第67条第 1項(8)	

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
具体的取扱方針 (続き)	(3) (介護予防)小規模多機能型介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助が行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(3) 予防条例第67条第1項(9)
	(4) 従業者は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(4) 予防条例第67条第1項(10)
	(5) 次のような場合に、運営推進会議に通りサービス又は宿泊サービスの回数等を報告しているか。 ①週1回程度の利用の場合 ②ほぼ毎日宿泊の利用の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(5)①、第4三2(2)④
	(6) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(5) 予防条例第53条第1項 解釈通知第3四4(5)③
	(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(6) 予防条例第53条第2項 解釈通知第3四4(5)③
	(8) 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(7) 予防条例第53条第3項 解釈通知第3四4(5)④⑤
	① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施している。 ※ 研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催し、新規採用時には必ず研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(9) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。(登録定員のおおむね3分の1以下が目安。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(8) 予防条例第67条第1項(11) 解釈通知第3四4(5)⑦
(10) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。 ※ 「適切なサービス」とは、1の利用者に対して通いサービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4日以上行うことが目安。通い・訪問サービスを提供しない日でも、電話等の見守りを含め、利用者に何らかの形で関わることを望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第121条第1項(9) 予防条例第67条第1項(12) 解釈通知第3四4(5)⑧	
(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
(11) 指定介護予防小規模多機能型介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という。)からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第67条第1項	
(12) 介護支援専門員は、(1)の利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援基準第33条各号に掲げる具体的取扱方針及び第34条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第67条第2項	
14. 居宅サービス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第122条第1項 解釈通知第3四4(6)①

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
居宅サービス計画の作成 (続き)	(2) 介護支援専門員は、登録者の居宅サービス計画又は介護予防サービス(以下「居宅サービス計画等」という。)の作成に当たっては、指定居宅介護支援の具体的取扱い方針に沿って行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第122条第2項 解釈通知第3四4 (6)②
15. 法定代理受領サービスに係る報告	(1) 毎月、市(国民健康保健団体連合会)に対し、居宅サービス計画等において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けられたものに関する情報を記載した文書(給付管理票)を提出しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第123条 予防条例第54条 解釈通知第3四4 (7)
16. 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付	(1) 登録者が他の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者から申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画等及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第124条 予防条例第55条 解釈通知第3四4 (8)
17. (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成	(共通)				
	(1) 管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第1項
	(2) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるように努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第2項 予防条例第67条第1項(4)
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第3項 予防条例第67条第1項(3)
	(4) 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第4項 予防条例第67条第1項(5)
	(5) 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第5項 予防条例第67条第1項(6)
	(6) 介護支援専門員は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を変更しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第6項 予防条例第67条第1項(14)
	(7) (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画の変更の際しても、(2)から(5)までに準じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第125条第7項 予防条例第67条第1項(15)
	(指定介護予防小規模多機能型居宅介護)				
	(8) 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者の容体の変化等の把握を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	予防条例第67条第1項(13)
18. 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第126条第1項 予防条例第68条第1項
	(2) 利用者に対し、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 ※ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第126条第2項 予防条例第68条第2項 解釈通知第3四4 (10)②
	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第126条第3項 予防条例第68条第3項
19. 社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第127条第1項 予防条例第127条第1項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
社会生活上の便宜の提供等 (続き)	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第127条第2項 予防条例第127条第2項
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第127条第3項 予防条例第127条第3項
20. 利用者に関する市町村への通知	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。				条例第136条 ※準用第28条 予防条例第65条 ※準用第24条 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(18)
	① 正当な理由なく指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護(要支援)状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
21. 緊急時等の対応	(1) 現に指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第128条 予防条例第56条 解釈通知第3四4(12)
22. 管理者の責務	(1) 管理者は、次の事項について一元的に管理しているか。 ① 当該事業所の従業者の管理 ② 利用の申込みに係る調整 ③ 業務の実施状況の把握その他管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第69条 予防条例第65条 ※準用第26条 解釈通知第3四4(24) ※準用二の二3(4)
	(2) 管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
23. 運営規程	(1) 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他運営に係る重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第129条 予防条例第57条
24. 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切な指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供できるよう、事業所ごとに従業者勤務の体制を定めているか。 ① 原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 ② 従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第71条第1項 予防条例第65条 ※準用第28条第1項 解釈通知第3四4(24) ※準用二の二3(6) ①
	(2) 当該事業所の従業者によって指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を提供しているか。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 ※ この場合において、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第71条第3項 予防条例第65条 ※準用第28条第3項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
勤務体制の確保等 (続き)	※ ただし、資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修過程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等）を除く。				解釈通知第3四4(24) ※準用二の二三(6)③
	(4) 新たに採用した従業者（新卒採用、中途採用を問わない。医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対しては、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(24)※準用二の二三(6)③
	(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第71条第4項 予防条例第65条 ※準用第28条第4項 解釈通知第3四4(24) ※準用二の二三(6)④
25. 定員の遵守	(1) 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を行っていないか。 ※ 通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態、希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。 ※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ※ (1)にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から介護保険事業計画の終期までに限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第130条 予防条例58条 解釈通知第3四4(14)
26. 業務継続計画の策定等	(1) 感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか ※ 業務継続計画には、以下の項目を記載すること。 (感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。) ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染症拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携 ※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること。 ※ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第32条の2第1項 予防条例第65条 ※準用第28条の2 解釈通知第3四4(15) ※準用二の二三(7)

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
業務継続計画の策定等(続き)	(2) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練(年1回以上)を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第32条の2第2項 予防条例第65条 ※準用第28条の2 解釈通知第3四4(15) ※準用二の二三(7)
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
27. 非常災害対策	(1) 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 ① 非常災害に関する具体的計画の策定 ② 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備 ③ ①②について定期的な従業者への周知 ④ 定期的な避難、救出その他必要な訓練(年2回以上。うち1回は夜間又は夜間想定) ※ なお、「非常災害に関する具体的計画」とは消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所にあつてはその者に行わせ、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第131条第1項 予防条例第59条第1項 解釈通知第3四4(16)
	(2) (1)の訓練の実施に当たっては、運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練に地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第131条第2項 予防条例第59条第2項 解釈通知第3四4(16)
	(3) (1)の訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実行性のあるものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28. 協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第132条第1項 予防条例第60条第1項
	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第132条第2項 予防条例第60条第2項
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第132条第3項 予防条例第60条第3項
	(4) (1)から(3)までの協力医療機関やバックアップ施設等から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(18)②
29. 衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用74条第1項 予防条例第65条 ※準用第31条第1項 解釈通知第3四4(17) ※準用二の二三(9)
	(2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(17) ※準用二の二三(9) ①イ
	(3) インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について別途発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(17) ※準用二の二三(9) ①ロ
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(17) ※準用二の二三(9) ①ハ

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
衛生管理等 (続き)	(5) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。 ① ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、（介護予防）小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っているか。 ② ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練（年1回以上）を定期的実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用74条第2項 予防条例第65条 ※準用第31条第2項 解釈通知第3四4(17) ※準用二の二3(9) ②
30. 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示し、または重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させているか。 ※ 「重要事項」は、上記「1.内容・手続の説明と同意」を参照 ※ 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 ※ 勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。 (2) (1)の重要事項をウェブサイトに掲載しているか（令和7年3月31日までは努力義務）。 ※ ウェブサイトとは、ホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第34条 予防条例第65条 ※準用第32条 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(25)
31. 秘密保持等	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。 (3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。 (4) 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第35条 予防条例第65条 ※準用第33条 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(26)
32. 広告	(1) 事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第36条 予防条例第65条 ※準用第34条
33. 指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に対する利益供与の禁止	(1) 指定居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第37条 予防条例第65条 ※準用第35条 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(27)
34. 苦情処理	(1) 提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、 ① 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしているか。 ② ①の措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族に ③ サービスの内容を説明する文書にしているか。 ①について事業所に掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第1項 予防条例第65条 ※準用第36条第1項 解釈通知第3四4(24) ※準用一4(28)

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
苦情処理 (続き)	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第2項 予防条例第65条 ※準用第36条第2項
	(3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第3項 予防条例第65条 ※準用第36条第3項
	(4) 提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市の職員からの質問もしくは照会に応じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(5) 利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(6) 市から指導又は助言を受けた場合においては、それによって必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(7) 市からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を市に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第4項 予防条例第65条 ※準用第36条第4項
	(8) 提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第5項 予防条例第65条 ※準用第36条第5項
	(9) また、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、それによって必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(10) 国保連からの求めがあった場合には、(9)の改善の内容を国保連に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第38条第6項 予防条例第65条 ※準用第36条第6項
	35. 調査への協力等	(1) 提供した指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 市の求めに応じ、当該事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出するとともに自ら一般に公表するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
36. 地域との連携等	(1) 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(以下「運営推進会議」という。)を設置しているか。 ※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(利用者等)が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について、利用者等の同意を得ること。 ※ テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 ※ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において両事業所の評価等を行うことで差し支えない。 ※ 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えない。 ① 利用者及び利用者家族を匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第1項 予防条例第62第1項 解釈通知第3四4(24) ※準用二の二三(10)

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
地域との連携等 (続き)	(2) 運営推進会議について、概ね2月に1回以上開催しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第1項 予防条例第62条第1項
	(3) 運営推進会議において、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) 報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第2項 予防条例第62条第2項
	(5) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第3項 予防条例第62条第3項
	(6) 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第4項 予防条例第62条第4項
	(7) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第75条第5項 予防条例第62条第5項
	37. 居住機能を担う併設施設等への入居	(1) 可能な限り、利用者がその居宅において生活を維持できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
38. 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条※準用第40条第1項 予防条例第65条※準用第37条第1項
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条※準用第40条第2項 予防条例第65条※準用第37条第2項
	(3) 利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うようにしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条※準用第40条第3項 予防条例第65条※準用第37条第3項
	(4) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(24) ※準用一4(30)
39. 虐待の防止	(1) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っているか。 ② 虐待の防止のための指針を整備しているか。 ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施しているか。 ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置いているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第40条の2 予防条例第37条の2 解釈通知第3一4(31)
	(2) 具体的な会計処理方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(24) ※準用一4(32)
40. 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第136条 ※準用第41条 予防条例第65条 ※準用第38条
	(2) 具体的な会計処理方法については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第3四4(24) ※準用一4(32)

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
41. 利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	(1) 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しているか（令和9年3月31日まで努力義務）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第134条の2 予防条例第63条の2 解釈通知第3四4 (20)
42. 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第135条第1項 予防条例第64条第1項
	(2) 利用者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存としているか。 ① 居宅サービス計画(介護予防サービス計画) ② (介護予防)小規模多機能型居宅介護計画 ③ 上記9(2)の、提供した具体的なサービス内容の記録 ④ 上記13(7)の、身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑤ 上記20の、市への通知に係る記録 ⑥ 上記34(2)の、苦情の内容等の記録 ⑦ 上記38(2)の、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑧ 上記36(4)の、報告、評価、要望、助言等の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第135条第2項 予防条例第64条第2項
43. 契約書の締結	(1) 文書により、契約を締結しているか（基準上の規定はないが、利用者の保護や紛争防止のため契約書を取り交わすのが望ましい）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

第5 変更の届出等

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 変更、再開の届出	(1) 指定を受けた事業所について、下記の事項に変更があった時、又は事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市に届け出ているか。 ① 事業所の名称、所在地 ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地 ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業に関するものに限る) ⑤ 建物の構造概要及び平面図、設備の概要 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに当該協力医療機関との契約の内容(協力歯科医療機関がある場合は当該協力歯科医療機関を含む) ⑨ 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携体制及び支援の体制の概要 ⑩ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第78条の5第1項・第115条の15第1項 介護保険法施行規則第131条の13第1項・第131条の5
2. 廃止、休止の届出	(1) 事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、その旨を市に届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険法第78条の5第1項・第115条の15第2項
3. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 加算等の届出(単位数が増えるもの)の場合は、届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定を開始するものとしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) 事業所の体制等について、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は、算定されなくなることが明らかな場合は、その旨を速やかに届け出ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

第6 介護給付費の算定及び取扱い

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 基本的事項	(1) 介護報酬は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」及び「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	報酬告示別表

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
2. サービス種類相互間の算定関係	(1) 訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費以外の指定(介護予防)居宅サービス並びに地域密着型(介護予防)サービスに係る費用を算定していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

第7 業務管理体制の整備

項目	点検事項	評価			根拠法令等			
		適	否	該当なし				
1. 届出事項の内容	(1) 介護保険法に基づき、市へ業務管理体制の整備に関する事項を届け出している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法第115条の32 施行規則第140条の40			
	(2) 届出している内容を記入してください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">法令遵守責任者</td> <td style="text-align: center;">職名</td> <td style="background-color: yellow;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏名</td> <td style="background-color: yellow;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">運営事業所数</td> <td style="background-color: yellow;"></td> 力所</tr></table>	法令遵守責任者	職名			氏名		運営事業所数
法令遵守責任者	職名							
	氏名							
運営事業所数								

			2. 方針の策定	(1) 法令遵守の方針を定めている。				業務管理体制要領 群馬県「業務管理体制整備の事例集」
(2) 法令遵守の方針を、従業者に周知している。 ※周知している場合、どのような方法で行っていますか。								
① 書面の配布又は回覧								
② 事業所の見やすい場所に掲示								
③ 採用時や研修、面接等の際に口頭で説明								
④ その他(下の枠内に具体的に記入してください。)								
3. 内部規程・組織体制の整備	(1) 業務管理体制に係る組織の整備体制に関して、どのような取組を実施していますか。							
① 業務報告書等の記録について、定型化された書式を使用している。								
② 従業者の行動指針となるチェックリストやQ&A、手順書、マニュアル等を作成している。								
③ 個別の対応が求められる場合に、ケース会議等、方針を決定する場を設けている。								
④ 事業所に関係書籍を用意する等、従業者の法令遵守に関する職場環境を整備している。								
⑤ 定期的に点検を行い、業務内容の確認をしている。								
⑥ 法令違反の疑いのある行為を発見した場合の連絡手段(法令遵守ホットライン)を設けている。								
(2) 法令遵守規程を整備し、従業者に周知している。 ※事業所数20カ所以上の場合には義務付け								
(3) 法令遵守に係る監査の体制を整備し、定期的実施している。 ※事業所数100カ所以上の場合には義務付け								

第8 その他

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
1. 電磁的記録	(1) 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者及び指定地域密着型(介護予防)サービスの提供に当たる者等(以下「事業者等」という。)は、書面の作成、保存等を電磁的記録により行うときは、以下の方法によっているか。				条例第230条第1項 予防条例第91条第1項

項目	点検事項	評価			根拠法令等
		適	否	該当なし	
電磁的記録 (続き)	① 事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	解釈通知第5 1
	② 以下のいずれかの方法にて、電磁的記録による保存を行っているか。 ア 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 イ 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
2. 電磁的方法	(1) 事業所等は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、書面に代えて電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）にて行う場合には、利用者等の承諾を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	条例第230条第2項 予防条例第91条第2項 解釈通知第5 2

事前提出資料② 各種加算等自己点検シート 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護

※算定している加算の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検してください。

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
同一建物に居住する者に対して行う(介護予防)小規模多機能型居宅介護費	<input type="checkbox"/>	事業所と同一建物に居住する登録者について、登録者の要介護(要支援)状態区分に応じて、登録している期間1月につきそれぞれ所定単位数を算定している。	<input type="checkbox"/> 該当	
短期利用(介護予防)居宅介護費	<input type="checkbox"/>	次の①～③のいずれにも適合する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、当該サービスの提供に支障がないと認めた場合に算定している。 ② あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めている。 ③ 人員基準欠如減算、過少サービス減算に当たらない。 </div>	<input type="checkbox"/> 該当	
定員超過減算	<input type="checkbox"/>	登録者数が運営規程に定められる登録定員を超えている。	<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準欠如減算	<input type="checkbox"/>	事業所の職員配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
身体拘束廃止未実施減算	<input type="checkbox"/>	次の①～④のいずれかの基準にあてはまらないものがある。(経過措置)令和7年3月31日までの間は減算適用しない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。 ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底している。 ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備している。 ④ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施している。 </div>	<input type="checkbox"/> 該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	<input type="checkbox"/>	次の①～④のいずれかの基準にあてはまらないものがある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催している。 ② 虐待の防止のための指針を整備している。 ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)に実施している。 ④ ①～③を適切に実施するための担当者を置いている。 </div>	<input type="checkbox"/> 該当	
業務継続計画未策定減算	<input type="checkbox"/>	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を作成していない。(経過措置)令和7年3月31日までの間は減算適用しない。	<input type="checkbox"/> 該当	
過少サービスに対する減算 ※短期利用算定者を除く	<input type="checkbox"/>	登録者一人あたりの平均提供回数が、週4回に満たない場合がある。	<input type="checkbox"/> 該当	
初期加算 ※短期利用算定者を除く	<input type="checkbox"/>	小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内(30日を超える病院又は診療所への入院後に再び利用を開始した場合も同様)	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考	
認知症加算 ※介護予防及び短期 利用算定者を除く		(I)・(II) 共通			
		認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の数が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に当該対象者が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置して、チームとして専門的な認知症ケアを実践している。	□	該当	
	(I)	□			
	(II)	□			
	(III)	□			
	(IV)	□	当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している。	□	該当
			(I) の場合		
			認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施している。	□	該当
			当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定している。	□	該当
			(III) の場合		
		日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はM)に対して、指定小規模多機能居宅介護を実施している。	□	該当	
		(IV) の場合			
		要介護2であって周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者(認知症日常生活自立度Ⅱ)に対して、指定小規模多機能居宅介護を実施している。	□	該当	
認知症行動・心理症 状緊急対応加算 ※短期利用算定者に 算定		医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断（利用を開始した日から起算して7日を限度）した者にサービスを実施している。	□	該当	
		医師が判断した当該日又はその次の日に利用開始している。	□	該当	
	□	次に掲げる者が、直接、短期利用を開始した場合ではない。 a 病院又は診療所に入院中の者 b 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者	□	該当	
		判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録している。	□	該当	
若年性認知症利用者 受入加算	□	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めている。	□	該当	
	□	利用者の特性やニーズに応じた適切なサービス提供を行っている。	□	該当	
		認知症加算を算定していない。	□	該当	
看護職員配置加算 ※介護予防及び短期 利用算定者を除く		(I)～(III) 共通			
		定員超過利用、人員基準欠如に当たらない。	□	該当	
	(I)	□			
	(II)	□	常勤専従の看護師を1名以上配置している。	□	該当
	(III)	□	(II) の場合		
		常勤専従の准看護師を1名以上配置している。	□	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
看護職員配置加算 (続き)		(Ⅲ) の場合		
		看護職員を常勤換算方法で1名以上配置している。	<input type="checkbox"/> 該当	
看取り連携体制加算 ※介護予防及び短期 利用算定者を除く		看護職員配置加算(Ⅰ)を算定している。	<input type="checkbox"/> 該当	
		看護師により24時間連絡できる体制を確保している。	<input type="checkbox"/> 該当	
		看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている。	<input type="checkbox"/> 該当	
		看取り期における対応方針の内容その他看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
	<input type="checkbox"/>	看取り期の利用者に対するサービス提供において、次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行う。 ・利用者の身体状況変化及びこれに対する介護についての記録 ・看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて登録者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録	<input type="checkbox"/> 該当	
		医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した者である。	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者は、看取り期における対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者である。	<input type="checkbox"/> 該当		
訪問体制強化加算 ※介護予防及び短期 利用算定者を除く	<input type="checkbox"/>	訪問サービスの提供に当たる常勤従業者を2名以上配置している。	<input type="checkbox"/> 該当	
		算定日が属する月における延べ訪問回数が200回以上である。	<input type="checkbox"/> 該当	
		集合住宅を併設する場合は、登録者のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が5割以上である。	<input type="checkbox"/> 該当	
総合マネジメント体制強化加算 ※短期利用算定者を 除く		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通		
		小規模多機能型居宅介護計画について、登録者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	日常的に地域住民等との交流を図り、地域の行事や活動等に積極的に参加している。	<input type="checkbox"/> 該当	
(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	(Ⅰ) の場合		
		利用者及び利用者に関わりのある地域住民や商店等からの日頃からの相談体制を構築し、事業所内外の人にとって身近な拠点となるよう、事業所が主体となって、その地域の相談窓口としての役割を担っている。	<input type="checkbox"/> 該当	
		居宅サービス計画について、必要に応じて多様な主体により提供される登録者の生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような計画を作成している。 ※ 多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスとは、介護給付費等対象サービス（介護保険法第24条第2項に規定する介護給付費等対象サービスをいう。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等のことをいう。	<input type="checkbox"/> 該当	
		次の①～④のいずれかの基準にあてはまる。	<input type="checkbox"/> 該当	
		① 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている。		
		② 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている。		

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
総合マネジメント体制強化加算 (続く)		③ 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を定期的実施している。	/	
		④ 市町村が実施する通いの場、在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等において、介護予防に資する取組、指定小規模多機能型居宅介護事業所以外のサービス事業所又は医療機関との連携等を行っている。		
生活機能向上連携加算		(Ⅰ) の場合	/	
(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	介護支援専門員が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下、「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該計画に基づく介護を実施している。	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	当該計画に基づく初回の介護が実施された日の属する月に算定している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(Ⅱ) の場合	/	
		医師等が、指定訪問リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行すること等により、当該医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して実施している。	<input type="checkbox"/>	該当
		生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、当該医師等と連携し、当該計画に基づく介護を実施している。	<input type="checkbox"/>	該当
		当該計画に基づく初回の介護が実施された日の属する月以降3月の間算定している。	<input type="checkbox"/>	該当
口腔・栄養スクリーニング加算	<input type="checkbox"/>	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認している。	<input type="checkbox"/>	該当
		利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認している。	<input type="checkbox"/>	該当
		当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	<input type="checkbox"/>	該当
		当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供している。	<input type="checkbox"/>	該当
		当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		定員超過利用、人員基準欠如に当たらない。	<input type="checkbox"/>	該当
科学的介護推進体制加算	<input type="checkbox"/>	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している。 ※ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。	<input type="checkbox"/>	該当
		必要に応じて計画を見直すなど、サービスの提供に当たり、上記情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している。	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
生産性向上推進体制加算		(I)・(II) 共通		
		(1) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次の①～④の事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(I)	<input type="checkbox"/>	
		(II)	<input type="checkbox"/>	
		① 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保		
		② 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮		
		③ 介護機器の定期的な点検		
		④ 業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修		
		(I) の場合		
		(2) 上記(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がある。	<input type="checkbox"/>	該当
		(3) 介護機器を複数種類活用している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(4) 上記(1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的を確認している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(5) 事業年度ごとに上記(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(II) の場合		
(6) 介護機器を活用している。	<input type="checkbox"/>	該当		
(7) 事業年度ごとに上記(1)及び(6)の取組に関する実績を厚生労働省に報告している。	<input type="checkbox"/>	該当		
サービス提供体制強化加算		(I)～(III) 共通		
		全ての介護従業者に対し、従業者ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(I)	<input type="checkbox"/>	
		(II)	<input type="checkbox"/>	
		(III)	<input type="checkbox"/>	
		(I) の場合		
		次の①、②のいずれかに該当している。		
		① 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上	<input type="checkbox"/>	該当
		② 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上	<input type="checkbox"/>	該当
		(II) の場合		
		従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上	<input type="checkbox"/>	該当
		(III) の場合		
		次の①、②、③のいずれかに該当している。		
		① 従業者（看護師又は准看護師を除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上	<input type="checkbox"/>	該当
② 従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上	<input type="checkbox"/>	該当		
③ 従業員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	<input type="checkbox"/>	該当		

介護職員処遇改善加算

※算定している加算の「算定有」欄にチェックマークを入れ、点検事項について点検してください。

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
令和6年4～5月				
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅲ) 共通	/	/
		賃金改善に関する計画策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	改善計画書作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	該当
(Ⅲ)	<input type="checkbox"/>	処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	該当
		前12月間に法令違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	<input type="checkbox"/>	該当
		労働保険料を適正に納付している。	<input type="checkbox"/>	該当
		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(Ⅰ) の場合	/	/
		①、②、③のいずれにも適合	/	/
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件(賃金に関するものを含む。)を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		③ 経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(Ⅱ) の場合	/	/
		①、②のいずれにも適合	/	/
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件(賃金に関するものを含む。)を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		(Ⅲ) の場合	/	/
		①、②のいずれかに適合	/	/
		① 任用の際の職責又は職務内容等の要件(賃金に関するものを含む。)を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当
		② 資質の向上の支援に関する計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員等特定処遇改善加算		(Ⅰ)・(Ⅱ) 共通			
		賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置			
(Ⅰ)	<input type="checkbox"/>	特定処遇改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	該当	
(Ⅱ)	<input type="checkbox"/>	賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	該当	
		処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅰ) の場合			
		賃金改善以外の要件			
		① サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をしている。	<input type="checkbox"/>	該当	
		② 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している。	<input type="checkbox"/>	該当	
		③ 改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当	
		④ 当該加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等により公表している。	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅱ) の場合			
		賃金改善以外の要件			
		① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している。	<input type="checkbox"/>	該当	
		② 改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。	<input type="checkbox"/>	該当	
		③ 当該加算に基づく取り組みについてホームページへの掲載等により公表している。	<input type="checkbox"/>	該当	

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
令和6年6月～令和7年3月				
介護職員処遇改善加算 算定要件				
月額賃金改善要件Ⅰ		仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に、算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給等の改善に充てている。(令和6年度は適用猶予)		
キャリアパス要件Ⅰ		任用の際の職責又は職務内容等の要件(賃金に関するものを含む。)、賃金体系を定め、書面で作成し、全ての職員に周知している		
キャリアパス要件Ⅱ		職員と意見交換しながら資質の向上の支援に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知している。		
キャリアパス要件Ⅲ		経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての職員に周知している。		
キャリアパス要件Ⅳ		経験・技能のある介護職員のうち一人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること (令和6年度中は、新加算の加算額のうち、旧特定加算に相当する部分による賃金改善額が月額平均8万円以上の職員を置くことにより、要件を満たすこととして差支えない)。		
キャリアパス要件Ⅴ		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の届出をしている		
職場環境等要件①		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している(職場環境区分ごと1)。		
職場環境等要件②		改善計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く)及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している(職場環境全体で1)。		
職場環境等要件③		処遇改善の内容等をインターネットの利用その他適切な方法で公表している。		
介護職員処遇改善加算		(Ⅰ)～(Ⅴ) 共通		
		賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅰ)	<input type="checkbox"/> 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅱ)	<input type="checkbox"/> 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅲ)	<input type="checkbox"/> 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅳ)	<input type="checkbox"/> 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑に処せられていない。	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(1)	<input type="checkbox"/> 労働保険料を適正に納付している	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(2)	<input type="checkbox"/> (Ⅰ)の場合		
	(Ⅴ)(3)	<input type="checkbox"/> 月額賃金改善要件Ⅰ(R6年度は適用猶予)	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(4)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(5)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(6)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅲ	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(7)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(8)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅴ	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(9)	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(10)	<input type="checkbox"/> 職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
	(Ⅴ)(11)	<input type="checkbox"/> (Ⅱ)の場合		
(Ⅴ)(12)	<input type="checkbox"/> 月額賃金改善要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
(Ⅴ)(13)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
(Ⅴ)(14)	<input type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅲ) の場合			
		月額賃金改善要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅳ) の場合			
		月額賃金改善要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅴ) (1) の場合			
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅲ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅴ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅴ) (2) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅴ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当	
		(Ⅴ) (3) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当	
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
	キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当		
	キャリアパス要件Ⅲ	<input type="checkbox"/>	該当		
	キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当		
	職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当		
	職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当		

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		(V) (4) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (5) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅴ	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (6) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (7) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	<input type="checkbox"/>	該当
		次の①、②のいずれかに適合		
		① キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当
		② キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件Ⅳ	<input type="checkbox"/>	該当
キャリアパス要件Ⅴ	<input type="checkbox"/>	該当		
職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当		
職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当		

点検項目	算定有	点検事項	点検結果	備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		(V) (8) の場合		
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算 (I) を届出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算 (I) (II) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 I	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 II	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 III	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (9) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (III)、旧介護職員等特定処遇改善加算 (II) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ている。	<input type="checkbox"/>	該当
		次の①、②のいずれかに適合		
		① キャリアパス要件 I	<input type="checkbox"/>	該当
		② キャリアパス要件 II	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 IV	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (10) の場合		
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (III) 及び旧介護職員等特定処遇改善加算 (I) を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		次の①、②のいずれかに適合		
		① キャリアパス要件 I	<input type="checkbox"/>	該当
		② キャリアパス要件 II	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 IV	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 V	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当
		(V) (11) の場合		
		令和6年5月31日時点で、旧介護職員処遇改善加算 (II) を届出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算 (I) (II) 及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 I	<input type="checkbox"/>	該当
		キャリアパス要件 II	<input type="checkbox"/>	該当
職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当		
(V) (12) の場合				
令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算 (III)、旧介護職員等特定処遇改善加算 (II) を届け出ており、旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出していない。	<input type="checkbox"/>	該当		
次の①、②のいずれかに適合				
① キャリアパス要件 I	<input type="checkbox"/>	該当		
② キャリアパス要件 II	<input type="checkbox"/>	該当		
キャリアパス要件 IV	<input type="checkbox"/>	該当		

点検項目	算定有	点検事項	点検結果		備考
介護職員処遇改善加算 (続き)		職場環境等要件①	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件③	<input type="checkbox"/>	該当	
		(V) (13) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)を届け出ていない。	<input type="checkbox"/>	該当	
		次の①、②のいずれかに適合			
		① キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		② キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当	
		(V) (14) の場合			
		令和6年5月31日時点で旧介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、旧介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)及び旧介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない。	<input type="checkbox"/>	該当	
		次の①、②のいずれかに適合			
		① キャリアパス要件Ⅰ	<input type="checkbox"/>	該当	
		② キャリアパス要件Ⅱ	<input type="checkbox"/>	該当	
		職場環境等要件②	<input type="checkbox"/>	該当	

附票 報酬請求状況

事業所名: _____

サービス提供月 年 月 _____

頁 _____

15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1	保険者名	被保険者番号	利用者氏名	年齢	要介護度	利用回数 (通い)	利用回数 (訪問)	利用回数 (宿泊)	登録開始年月日 (登録終了年月日)	介護報酬額 単位:円	国保連からの受領分(9割又は8割) 単位:円	本人からの領収額(単位:円)							本人からの領収合計額	
												介護報酬の1割又は2割(自己負担分)	その他の費用(徴収している費目全て記入)					その他の費用小計		
													食事提供費		宿泊費	おむつ代				
													通所	宿泊						
																	0	0		
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	
																		0	0	

注 月ごとに別葉とし、直近3か月(書類提出月を含まない)分について作成してください。

職員名簿

事前提出資料⑤

※「③勤務表」に記載された、当該事業所に従事する全ての職員について記載してください。

事業所名： _____

※下記項目が記載された名簿を事業所において作成している場合は、新たに作成する必要はございません。

データを添付するか、紙ベースでご提出ください。

	氏名	職種	採用年月日	勤続年数	勤務形態	取得資格	事業所ごとの勤務割合（常勤専従を1.0として）			
							小規模多機能型 居宅介護			
1				年 月						0.0
2				年 月						0.0
3				年 月						0.0
4				年 月						0.0
5				年 月						0.0
6				年 月						0.0
7				年 月						0.0
8				年 月						0.0
9				年 月						0.0
10				年 月						0.0
11				年 月						0.0
12				年 月						0.0
13				年 月						0.0
14				年 月						0.0
15				年 月						0.0
16				年 月						0.0
17				年 月						0.0
18				年 月						0.0
19				年 月						0.0
20				年 月						0.0
21				年 月						0.0
22				年 月						0.0
23				年 月						0.0
24				年 月						0.0
25				年 月						0.0

(注) 事業ごとの勤務割合は、常勤職員を1.0として、週平均の勤務時間数により換算し、小数点以下第2位を切り捨ててください。